

平成16年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績評価表

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
第2.業務運営の効率化に関する事項	1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A	
(1)組織運営の効率化	(1)組織運営の効率化	(1)組織運営の効率化	A	1.組織運営の効率化 施設整備の一部終了に伴う組織の再編とともに人員配置の見直しを実施し、効率化が図られている。今後は、新たに導入される新人事評価制度を適切に運用し、職員の責任と役割分担の明確化により一層効率的に組織を運営することを期待する。
現行の組織運営体制を検証し、業務の廃止等に伴い、より機能的な組織体制の構築、人員配置の見直し等を行うことにより、組織運営の効率化を推進する。	機構が担う業務について、中期目標の達成に向け適切かつ着実に遂行する観点から、中期目標期間中に業務の廃止を含め見直しが予定されている事業に対応して適切な組織・人員配置の見直しを図るなど各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。 さらに、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務遂行体制を整備する。	1) 緑地整備関係建設譲渡事業が平成16年度末に一部終了したことを受け、平成17年4月1日付けで、次の組織の見直しを実施 環境緑地部を廃止し、事業管理部に環境緑地課を置く 4ヶ所あった建設事務所のうち山形、富山、和歌山建設事務所を閉鎖 〔 7部21課1支部4建設事務所 → 6部18課1支部1建設事務所 〕 2) 組織の見直しに合わせて、環境緑地関係の人員削減等により計17名を削減する人員配置の見直し ・ 新人事評価制度の基本設計を完了し、平成17年度から導入		
(2)業務運営の効率化	(2)業務運営の効率化	(2)業務運営の効率化	B	2.業務運営の効率化 外部の有識者による評価委員会の設置、自己点検・自己評価の実施、事務処理における電子化の推進等は、一応の成果であると認められるが、今後の評価委員会の活用や一層の電子化の推進により、更に業務運営の効率化が進められることを期待する。
業務に対する事後評価の実施 業務全体に対する事後評価を毎年度実施し、その結果を業務の運営に反映させることにより、業務内容に応じた業務の効率化を図る。	業務に対する事後評価の実施 機構の自己点検・評価のため、外部専門家、有識者からなる評価のための委員会を設け、機構業務全体に係る事後評価を毎年度行い、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。	業務に対する事後評価の実施 1) 外部の有識者による「業務評価委員会」を設置 (H17.6.20開催) 提起された助言等については、組織及び業務運営の適正化、効率化に反映 2) 組織・業務運営に係る重点事項への取り組み及び自己点検・自己評価を実施 (重点事項) ・ 経営理念、経営方針及び職員行動指針の策定 ・ 年度進捗状況の把握と展開 ・ 人事評価制度の構築 ・ 事業の終了に伴う組織及び人員配置の見直し ・ 経費の削減と事業・業務の効率化		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
その他 業務運営全体を通じて、情報化・電子化による効率化、業務の外部委託等を図ることにより各種事務処理の簡素化・迅速化に取り組み、業務運営の効率化を図る。	事務処理の簡素化、迅速化の推進 業務運営の効率化を図るため、内部ネットワークの活用等により、全般的に手続の簡素化・迅速化を図るとともに、情報の共有化、基金の運用等知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。	事務処理の簡素化、迅速化の推進 1) ネットワークの統合 旧公健協会、旧事業団のネットワークを段階的に統合。8月に東京事務所の川崎本部への移転により整備を完了 2) ネットワークを活用した手続き等の簡素化・迅速化、情報の共有化 情報共有化システム(グループウェア)を活用し、機構業務における各種事務等の手続きの簡素化・迅速化を推進 ・ 理事会等の会議資料の共有化 ・ 届出、申請様式の提供 ・ 規程集、各種マニュアルの提供 等 3) 基金の運用等知識の共有化 資金管理委員会を設置し、各基金の運用等に係る知識を共有化		
	外部委託の推進 機構独力では回収困難な債権については、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社(サービサー)に委託し、効率的な回収を図る。 また、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務について精査し、サービスの低下を招かず、コスト削減につながる場合には、アウトソーシングを積極的に活用することにより、経費の節減又は事務の効率化を図る。	外部委託の推進 1) 延滞債権等のサービサーへの委託、回収状況 ・ 新規にサービサー1社を追加。委託先サービサーは計4社 ・ 新規委託債権数は4組合を追加。合計委託債権数は15組合 ・ 平成16年度委託債権からの回収額は約36億円(元利金合計) (平成15年度実績約14億円) 2) アウトソーシングの活用状況 機構ホームページ用サーバの管理等業務委託 サーバ管理及びページの作成業務 給与計算事務委託 役職員の給与・賞与の計算、給与明細の作成、年末調整及び源泉徴収票等の作成事務		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
	契約に係る競争の推進 会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。	契約に係る競争の推進 1) 契約に係る競争の推進 契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き原則として競争に付した 2) 企画競争の明文化 「企画競争」で契約相手方を決定できるよう会計規程及び会計規程実施細則の改正 3) 競争の推進 競争契約に供した割合29.9%(35件/117件)		
	電子化の推進等 ア 機構全体に係る事務処理については、平成16年度中に内部ネットワークを統合・整備し、共有システムの活用を促進させる。	電子化の推進等 ア ネットワークの統合・整備状況 ネットワークの統合・整備状況 平成16年4月：川崎本部、東京事務所、大阪支部、4建設事務所を同一のネットワーク化で接続。グループウェアも統一 平成16年8月：東京事務所の川崎本部移転に伴い、機構本部内のネットワークを完全に一本化 共有システムの活用 グループウェア、出退勤システム等4システムを整備し、機構全体で活用		
	イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。	イ オンライン申請等電子申請を行っている業務の事務処理の効率化 徴収システム オンライン申告等の利用が促進されたことにより処理時間数が平成15年度比で9%短縮 納付システム 納付業務システム(FD申請)を促進等させた結果、事務処理日数を平成15年度比で6.8%削減 助成金システム オンラインによる平成17年度助成金交付要望書の受付を開始		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
	ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムを導入する。	ウ 会計システムの導入等 経理電算システムの導入 予算から決算までを一元的に管理できる経理電算システムの構築を図り導入 ・ 公健勘定は、全面的に新システムへ移行 ・ 基金勘定は、データ整理、入力テスト等を終了後移行 ・ 承継勘定は、緑地事業の終了を待って、速やかに新システムに移行 固定資産台帳管理 物品購入から償却まで一連的に管理する事務の電子化を達成		
(3)経費の効率化・削減 業務運営の効率化を進め、経費（一般管理費及び事業費の合計）について、平成15年度に対し、以下の効率化・削減を図る。 一般管理費 一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で15%（統合発足初年度である平成16年度比で10%）を上回る削減を行う。	(3)経費の効率化・削減 一般管理費 業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で15%（統合発足初年度である平成16年度比で10%）を上回る削減を行う。	(3)経費の効率化・削減 一般管理費 1) 一般管理費の削減 ・ 業務の効率化に努め、移転経費等を除く一般管理費は、平成15年度比で28.6%削減 2) 運営費交付金を充当する一般管理費の削減 ・ 運営費交付金を充当する一般管理費は、平成15年度比で27.3%削減	A	3. 経費の効率化・削減 一般管理費及び事業費ともに目標を上回る削減が行われている。今後は、これらの削減が事業の質に影響しないよう配慮することも必要である。
事業費 事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。 運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行う。	事業費 事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。 運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行う。 なお、債権回収委託費については、中期目標期間中に不良債権処理を積極的に進めその残高が大幅に減少すると見込まれることから、平成16年度比で3割を上回る削減を行う。	事業費 1) 事業費の効率化 ・ 公害健康被害補償予防事業費（知識普及費、研修費及び予防情報提供事業費）について、平成15年度比で1.4%の業務の効率化 2) 運営費交付金を充当する事業費の削減 ・ 運営費交付金を充当する事業費は、業務の効率化に努め、平成15年度比で9.8%削減		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
(4)業務における環境配慮 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき具体的目標を掲げ、物品及びサービスの購入に際しての環境配慮を徹底し、環境物品等の調達を原則として100%達成する。 また、物品及びサービスの使用・廃棄に当たっての環境配慮のための具体的計画を策定し、その達成に努める。	(4)業務における環境配慮 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。 また、日常業務の遂行にあたり、「環境配慮のための実行計画」を定めてエネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。	(4)業務における環境配慮 1) 環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等 ・ グリーン購入法第7条の規定に基づき、平成16年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定(平成16年4月1日)し、機構ホームページで公表 ・ 特定調達物品購入については、調達目標どおり100%を達成 2) 環境配慮のための実行計画 ・ 平成16年度1年間の電力使用量及び用紙の使用量を調査し、平成17年度「環境配慮のための実行計画」を策定 ・ 用紙類の使用の削減及び電気使用量の削減等について具体的な対策と削減目標量を明示	B	4. 業務における環境配慮 環境物品等の調達の推進を図るための方針に従い、特定調達物品購入について目標を達成している。今後は、平成17年度「環境配慮のための実行計画」の実施による一層の環境配慮に期待する。
第3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、広く情報提供を行い、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。 個々の業務については、以下のとおり目標を定める。	第3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構が担う業務についてホームページや機関誌・広報誌等により情報提供を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努めるとともに、関係者等のニーズを的確に把握し、業務等の実施に反映させる。 また、機構業務全般に関わる者や対象団体・機関の関心、認知度を高めるよう積極的に広報活動を実施することにより、ホームページアクセス件数を平成16年度比で10%以上増加させる。	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1) 季刊誌・広報誌による周知・広報活動の状況 ・ 季刊誌・広報誌等により業務関係者、関係機関等に確実かつ適切に周知・広報 広報誌等:6種、142,750部 ・ 各業務、事業の実施段階において、業務等の関係者に対し、周知・広報を実施 ・ 各業務、事業の実施段階において、利用者、事業参加者及び研修受講者等へアンケート調査を実施し、ニーズを把握 ・ 参加者等からの意見等は、今後の事業に反映させていく 2) ホームページによる情報提供の状況 ・ 機構ホームページにより、機構の業務概要の広報・周知に努めるほか、業務・事業の実施により得られた知見や利用者のニーズに応じた情報の提供を実施 機構トップページ:306,784件	A	

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント												
	さらに、機構は、「以下に掲げる業務等を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」との目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図り、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。	3) 環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすための取組 ・ 環境保健、大気環境及びエコドライブなどの知識やノウハウ等を活用し、環境省からの受託業務を実施 ・ 日韓環境技術協力協定に基づき、韓国環境管理公団へ機構が行う業務に係る情報や資料の提供等 ・ 機構に情報を求めて来訪された者や環境学習を行う小学生に対し、機構が行う公健制度や大気環境の情報などの説明 ・ 機構ホームページでの問い合わせや照会事項への対応、情報の提供														
公害健康被害の補償及び予防業務	公害健康被害の補償及び予防業務	公害健康被害の補償及び予防業務	A													
(1)汚染負荷量賦課金の徴収	(1)汚染負荷量賦課金の徴収	(1)汚染負荷量賦課金の徴収	A	1. 汚染負荷量賦課金の徴収 納付義務者に対して効果的な指導がなされ、説明会の開催や相談・質問の対応なども適切に行われている。また、ホームページの改善や提出書類のオンライン化が順調に行われていることが評価できる。												
汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、徴収率等を平成15年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保する。	汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。	汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 1) 汚染負荷量賦課金の徴収率、収納率の状況 ・ 徴収率及び収納率とも平成15年度水準を達成 徴収計画額に係る徴収率 <table><tr><th>年度</th><th>徴収率</th></tr><tr><td>平成15年度</td><td>100.36</td></tr><tr><td>平成16年度</td><td>100.69</td></tr></table> 申告額に係る収納率 <table><tr><th>年度</th><th>徴収率</th></tr><tr><td>平成15年度</td><td>99.99</td></tr><tr><td>平成16年度</td><td>99.99</td></tr></table> 2) 納付義務者及び委託商工会議所に対し機構発足等に関する周知 ・ 納付義務者、委託商工会議所に対し、独立行政法人化に伴う公健制度の内容及び事務所移転について通知するとともに汚染負荷量賦課金ホームページを活用し周知 ・ 平成16年度汚染負荷量賦課金申告納付説明会(103会場)で、独立行政法人化に伴う汚染負荷量賦課金の取り扱いについて説明、周知	年度	徴収率	平成15年度	100.36	平成16年度	100.69	年度	徴収率	平成15年度	99.99	平成16年度	99.99		
年度	徴収率															
平成15年度	100.36															
平成16年度	100.69															
年度	徴収率															
平成15年度	99.99															
平成16年度	99.99															
納付義務者等に対する効果的な指導 納付義務者等に対して申告・納付に係る効果的な指導を図る。	納付義務者等に対する効果的な指導 ア 汚染負荷量賦課金の適正かつ公平な徴収を図るため、全国156商工会議所の汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託を継続し、的確な業務指導を実施する。	納付義務者等に対する効果的な指導 ア 委託商工会議所に対する的確な業務指導 ・ 156商工会議所と汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託を締結 ・ 業務委託担当者研修会を開催(平成17年3月3日) ・ 45商工会議所に対する委託徴収業務の内容点検、指導の実施														

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
	イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。	イ 汚染負荷量賦課金申告納付説明会のフォローアップ ・ 申告納付説明会の事後検討会を実施 ・ 電子申告等に関する説明デモファイル等をよりわかりやすくするなどの改善		
納付義務者に対するサービスの向上 納付義務者に対して申告・納付の相談、質問事項等を的確に把握し、提供するサービスの充実を図る。	納付義務者に対するサービスの向上 ア 委託商工会議所が主催する申告・納付説明会へは、協力要請に応じ、説明員の派遣を行い、納付義務者の相談、質問事項等に的確に対応する。	納付義務者に対するサービスの向上 ア 汚染負荷量賦課金申告納付説明会への的確な対応 ・ 103会場、4,045事業者の出席(48%)を得て実施。各説明会場では、質疑応答等の時間を設け、全体又は個別に対応		
	イ 汚染負荷量賦課金申告の手引及びフロッピーディスク・オンライン申告マニュアルに、誤りの多い事項についての注意点を記載するなど、内容の改善を図る。納付義務者からの相談、質問事項についての的確な対応が図れるよう体制の整備を行う。	イ 適正な申告への取組 ・ 誤りの多い事例を整理し、申告納付説明会で指導するほか、FD・オンライン申告に使用する様式(雛形ファイル)の改善 ・ 説明会期間中の問い合わせに職員を配置し、対応 ・ オンライン申告に係る問合せは、通話料無料の「ヘルプダイヤルデスク」を開設し、専門家がシステムのトラブルなどに対する技術指導		
	ウ 納付義務者に向けた賦課金専用ホームページへのアクセス状況及び質問事項を把握・整理し、納付義務者のニーズや質問に対応したホームページとなるよう改善を図る。	ウ 賦課金専用ホームページの改善 ・ 賦課金の計算方法に関する事項の質問に的確に対応。申告納付手続きに関するマニュアルの改正等にも反映 ・ 申告・納付に関するQ & Aをより見やすく改善		
	エ 名称・住所変更届出書等の提出文書について、納付義務者の利便性の向上のため、電子媒体化を進める。	エ 「名称等変更届出書」のオンライン化 ・ 「名称等変更届出書」のシステム化を実現し、オンラインでの申請を可能とした		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント																					
(2)都道府県等に対する納付金の納付 納付申請等に係る事務処理の効率化 都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努める。 また、都道府県等からの納付申請等に係る事務処理日数を平成15年度実績以下にする。	(2)都道府県等に対する納付金の納付 納付申請等に係る事務処理の効率化 ア 納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告(以下「納付申請等」という。)に係る提出書類の適正な作成方法等について、随時補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者への周知徹底を図るとともに、内部処理の電子化の促進により納付申請等の事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で25%削減する。 イ 都道府県等が行う補償給付費納付金申請等の手続の適正化を図るため、定期的な現地指導を実施する。 ウ 公害保健福祉事業の積極的な推進を支援するため、都道府県等の事業従事者、関係者等からの情報収集に努め、その結果が事業に反映されるよう、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。	(2)都道府県等に対する納付金の納付 納付申請等に係る事務処理の効率化 ・ 納付申請等提出書類作成の手引見直し及び提出時期の周知を図るとともに、納付業務システム(FD申請)を促進させた結果、事務処理日数を15年度比で6.8%の削減 ・ 新たに補償給付及び福祉事業でそれぞれ1自治体がFD申請 <table><caption>事務処理日数</caption><tr><th>納付金の名称</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th></tr><tr><td>補償給付費納付金</td><td>136日</td><td>126日</td></tr><tr><td>公害保健福祉事業費納付金</td><td>83日</td><td>78日</td></tr><tr><td>計</td><td>219日</td><td>204日</td></tr></table> <table><caption>電子媒体による申請都道府県等</caption><tr><th>納付金の名称</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th></tr><tr><td>補償給付費納付金</td><td>37 / 40</td><td>38 / 40</td></tr><tr><td>公害保健福祉事業費納付金</td><td>40 / 45</td><td>41 / 45</td></tr></table> ・ 現地指導を、旧第一種地域15県市区、第二種地域3県を対象に実施 ・ 3県市区に事業実態調査を行い、事業内容、問題点及び参考となる事例などを聴取	納付金の名称	平成15年度	平成16年度	補償給付費納付金	136日	126日	公害保健福祉事業費納付金	83日	78日	計	219日	204日	納付金の名称	平成15年度	平成16年度	補償給付費納付金	37 / 40	38 / 40	公害保健福祉事業費納付金	40 / 45	41 / 45	B	2. 都道府県等に対する納付金の納付 事務処理の効率化については目標を達成しているが、納付金の申請事務等の電子化を進めることにより更なる効率化を期待する。
納付金の名称	平成15年度	平成16年度																							
補償給付費納付金	136日	126日																							
公害保健福祉事業費納付金	83日	78日																							
計	219日	204日																							
納付金の名称	平成15年度	平成16年度																							
補償給付費納付金	37 / 40	38 / 40																							
公害保健福祉事業費納付金	40 / 45	41 / 45																							
納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減	納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減	納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減																							
納付金の申請等に係る電子化の推進により、都道府県等の事務負担の軽減を図る。	ア 都道府県等の納付申請等に係る事務負担の軽減を図るため、電子媒体による申請等の導入を促進する。	・ FD申請について、未実施自治体に対し導入促進を指導																							
	現在実施しているフロッピーディスクによる申請については、利用者の意見等を踏まえ、より使いやすいシステムに改善するほか、オンライン申請について都道府県等の意向や実態を把握し、導入を検討する。	・ 指導調査時にオンライン申請の可能性等について意見を聴取																							

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント												
	イ 都道府県等の事務負担の軽減を図るため、補償給付費納付金の返還に係る提出書類等を簡略化する。	・ 補償給付費納付金の返納に係る提出書類を様式化により簡素化														
(3) 公害健康被害予防事業 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化 公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図る。	(3) 公害健康被害予防事業 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化 公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民(以下「地域住民」という。)の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等(以下「ぜん息等」という。)の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。	(3) 公害健康被害予防事業 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化 1) 公害健康被害予防基金の運用状況 運用方針に基づく運用 ・ 市場金利の動きを見極めリスクを勘案しつつ、超長期(20年債・30年債)ものによる債券化 ・ 有価証券償還額の平準化を図るため、中長期(5年債・10年債)ものによる債券化 平成16年度運用収入 <table><tr><th>区分</th><th>予算額(A)</th><th>決算額(B)</th><th>(A)-(B)</th></tr><tr><td>収入</td><td>1,659百万円</td><td>1,632百万円</td><td>27百万円</td></tr><tr><td>利回り</td><td>3.25%</td><td>3.24%</td><td>-</td></tr></table> 2) 事業の重点化、効率化 運用収入の減少見込みに対応し、年度計画に定める地域住民の健康確保につながる健康相談、健康診査、機能訓練事業(いわゆるソフト3事業)や講演会・講習会、ぜん息電話相談などに重点化し、効率化	区分	予算額(A)	決算額(B)	(A)-(B)	収入	1,659百万円	1,632百万円	27百万円	利回り	3.25%	3.24%	-	A	3. 公害健康被害予防事業 公害健康被害予防基金の運用及び事業の重点化効率化が順調に行われている。今後は、助成事業の対象の見直しなどの課題への適切な対応を期待する。
区分	予算額(A)	決算額(B)	(A)-(B)													
収入	1,659百万円	1,632百万円	27百万円													
利回り	3.25%	3.24%	-													
ニーズの把握と事業の改善 効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図る。	ニーズの把握と事業の改善 効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。	ニーズの把握と事業の改善 1) ニーズの把握 パンフレットの利用者、講演会や講習会及びイベント等の参加者に対し、アンケート調査を実施し、満足度やニーズを把握 2) 事業への反映 アンケート結果における事業参加者等の意見や要望を取りまとめ、平成17年度における講演会・講習会やイベント等の各事業に反映させる														

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
調査研究事業の実施及び評価	調査研究事業の実施及び評価	調査研究事業の実施及び評価		
ア ゼン息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化し、調査研究費総額を平成15年度比で20%削減する。	ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題に重点化を図る。	ア 環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究の実施 1) 課題の重点化 環境保健分野に係る調査研究は、計画した8課題のうち、継続6課題及び新規1課題の計7課題を実施 1課題(ぜん息発作時の吸入器(ネブライザー)貸与推進モデル事業)は、関係機関との調整がつかなかったため、実施できなかった 大気環境の改善分野に係る調査研究は、計画した4課題の調査研究を実施		
また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図る。 参考 調査研究費総額:15年度予算額(320百万円)	これにより調査研究費総額を平成15年度比で20%以上削減する。 なお、新規に採択する調査研究課題については、下表に掲げる重点分野とスケジュールにより、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。 また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。	2) 調査研究費の総額は、平成15年度比で20%以上削減 3) 平成17年度から新たに実施する大気環境の改善分野に係る調査研究課題について、3課題をホームページ上で公募 ・ 課題の決定は、募集締切(平成17年5月13日)後、60日以内に行う予定		
	(環境保健分野) ぜん息等の発症予防・健康回復、環境保健事業のメニューの提案、効果的な実施方法 平成18年度から実施する新規調査研究課題について、公募を17年度から実施(大気環境の改善分野) 幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法 平成17年度から実施する新規調査研究課題について、公募を16年度から実施			

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
イ 事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせる。	イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。 また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。 また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。	イ 各調査研究課題の外部有識者による評価等 平成15年度の調査研究課題は、外部有識者による委員会での評価 ・ 全課題とも評価基準5段階(A～E)でC(普通)以上の評価 ・ その結果は、平成16年度の調査研究の実施に反映 ・ 各分野別に研究発表会を開催 ・ 成果集を作成して地方公共団体等へ配布、機構ホームページで公開		
知識の普及及び情報提供の実施 環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行う。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにする。	知識の普及及び情報提供の実施 ア 地域の住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。 各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。	知識の普及及び情報提供の実施 ア) パンフレットの配布、イベント等の実施による知識普及 1) 知識普及事業実施状況 環境保健分野) 啓発用パンフレット約304,000部及び「すこやかライフ」116,000部を配布) 講演会(地域住民対象に4箇所)及び講習会(保健師等対象に8箇所)を実施) ぜん息電話相談を通年で実施) ぜん息児水泳記録会を2箇所で開催) 未就学児等ぜん息指導事業を2箇所で実施 大気環境分野) 啓発用パンフレット約39,000部を配布) 低公害車フェアを6箇所で実施。東京モーターショーに出展) エコライフフェアに出展) 大気汚染防止推進月間事業として、ポスターの公募・掲出及びエコドライブコンテストを実施 2) 知識普及事業アンケート調査結果 ・ 5段階中上位2段階の評価が80%以上の高い評価を得た ・ アンケートにおける意見や要望は平成17年度事業に反映させ、さらに質の向上を図る予定		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント												
	また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。	3) 5年を経過したパンフレットの見直し アンケート調査の結果では内容の見直しに関する意見なし														
	イ ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。 そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。	イ) ホームページ等による情報提供 ・ 最新の知見や情報を機構ホームページ、予防情報提供誌を活用し幅広く積極的に提供 ・ 機構ホームページ作成時に、デザインを一新し、事業への参加申込みやパンフレットの申込みを容易にした ホームページアクセス件数 <table><tr><th>区分</th><th>15年度 (A)</th><th>16年度 (B)</th><th>(B) / (A)</th></tr><tr><td>ぜん息などの情報館</td><td>38,608件</td><td>54,246件</td><td>140%</td></tr><tr><td>大気環境の情報館</td><td>36,350件</td><td>85,863件</td><td>236%</td></tr></table>	区分	15年度 (A)	16年度 (B)	(B) / (A)	ぜん息などの情報館	38,608件	54,246件	140%	大気環境の情報館	36,350件	85,863件	236%		
区分	15年度 (A)	16年度 (B)	(B) / (A)													
ぜん息などの情報館	38,608件	54,246件	140%													
大気環境の情報館	36,350件	85,863件	236%													
研修の実施 地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するため、効果的な研修を実施する。 また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち70%以上の者から満足が得られるようにする。	研修の実施 地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。 また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。	研修の実施 ア) 研修事業の実施状況 保健指導研修、機能訓練研修及び環境改善研修3種5コースの研修を実施し、延べ290名の参加 イ) 研修ニーズの把握とカリキュラムの反映 平成15年度のアンケート及びヒアリング等をもとに、研修ニーズに対応したテーマを取り入れる等、平成16年度事業におけるカリキュラムや実施内容に反映 ウ) 研修事業アンケート調査結果 ・ 回答者から、5段階中上位2段階の評価が92%と高い評価を得た ・ アンケートにおける意見や要望は、平成17年度に反映させ、さらに事業の質の向上を図っていく予定														

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
助成事業の効果的・効率的な実施 ア 助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図る。	助成事業の効果的・効率的な実施 ア 助成事業の重点化 ）環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。	助成事業の効果的・効率的な実施 ア 助成事業の重点化 ）健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業(ソフト3事業)に重点化を図り、これら3事業の要望は、優先的に採択し交付決定 ・ 予防事業費全体に占めるソフト3事業の割合は、平成15年度の32%から38%に増加		
	また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。 さらに、調査研究の成果を事業内容に反映させていくこととする。	・ 地域住民がより参加しやすい集団相談事業を助成対象として拡充 ・ ぜん息児向けの水泳指導マニュアルの改訂や研修内容に反映		
	）大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的大気汚染地域の大気汚染の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。 なお、低公害車普及(助成)事業については、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、平成16年度に必要な見直しを行うこととする。	）最新規制適合車等代替促進事業については、局地的な大気汚染地域へ重点化したものの、助成台数は225台にとどまり、前年度比で115台減少 ・ 低公害車普及(助成)事業は、継続事業を除き、平成17年度からの新規採択は凍結		
イ 助成金の交付申請に係る電子化の推進により、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績以下とする等地方公共団体の事務負担の軽減、効率化を図る。	イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインによる電子化を推進し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。 また、オンライン申請等システムと内部事務処理システムを連動させることにより、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で20%削減する。	イ 助成金交付申請等手続の電子化等 ・ オンライン申請システムを整備・完了し、平成17年1月から平成17年度交付要望を受け付け、56自治体中16自治体からオンライン申請 ・ 事務処理日数は、67日から65日になった ・ オンライン申請システムと内部事務処理システムを連動させ事務処理日数の更なる短縮を図る		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
地球環境基金業務	地球環境基金業務	地球環境基金業務	B	
(1) 助成事業に係る事項	(1) 助成事業に係る事項	(1) 助成事業に係る事項	B	4. 助成事業に係る事項 助成事業の固定化の回避や重点化については評価できるが、処理期間の短縮や利用者の利便性の向上について、更に努力する必要がある。
助成の固定化の回避 助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。	助成の固定化の回避 一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要項に明記し厳正に履行する。	助成の固定化の回避 ・ 地球環境基金助成専門委員会の審議を経て、一つの活動に対する助成期間は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とした 平成17年度採択件数202件中、同一活動に係る継続3年超の交付件数0件		
助成の重点化等 助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。	助成の重点化等 助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。	助成の重点化等 1) 助成対象分野及び海外助成対象地域の重点化 ・ 地球環境基金助成専門委員会の審議を経て、助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化 平成17年度アジア太平洋地域への重点化率: 83.3% 2) 第三者による委員会の設置及び評価方法の検討等 ・ 評価専門委員会を設置し、助成対象活動に係る評価方法等を検討 ・ 活動事例を把握するため、国内(6箇所)及び海外(1箇所: ベトナム)への現地調査を実施		
処理期間の短縮 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。	処理期間の短縮 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。	処理期間の短縮 ・ 支払処理期間の短縮のため、支払事務そのものの効率化に加え、支払期間毎(平成16年度事業実績: 5回)に、早期に支払条件を満足することが確認できた案件については支払日を前倒して支払うこと等を検討 平成16年度処理期間: 30.53日(15年度処理期間: 31.24日)		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
第三者機関による評価を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行う。	第三者機関による評価を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。 助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。	第三者機関による評価を踏まえた対応 - 地球環境基金助成専門委員会において、平成17年度地球環境基金助成金交付に係る具体的な募集要領、審査方針を策定 - 要望案件について、同専門委員会及び地球環境運営委員会において採択審査 - 平成17年4月20日に採択し、採択結果をホームページ等で公表		
利用者の利便向上を図る措置 募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図る。	利用者の利便向上を図る措置 ア 募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより年度の早い時期に助成案件の内定及び交付決定通知を行う。 イ 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ&Aを充実すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。 ウ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介し、より広範な情報提供を行う。	利用者の利便向上を図る措置 - 平成17年度事業について、予算内示後、速やかに募集し、年度の早い時期に助成採択案件の内定公表 - 内定説明会等を経て、早期に交付決定通知を行う予定 - 募集要領等が決定次第、募集案内及び申請様式(ダウンロード可)等の情報についてホームページに掲載 - 助成先一覧、活動事例をホームページで提供 - 平成15年度分の活動事例を追加掲載		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
(2)振興事業に係る事項 調査事業の重点化 調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図る。	(2)振興事業に係る事項 調査事業の重点化 調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。	(2)振興事業に係る事項 調査事業の重点化 調査事業は、国の政策目標に沿って、次の課題に重点化し、実施 ・ 環境保全に関する協働活動推進モデル事業：3地区 ・ 不登校・ひきこもり児童等の環境教育によるこころの回復支援調査事業 ・ 平成16年版環境NGO総覧を発行し図書館等へ配布 ・ 評価専門委員会の助成事業の第三者評価に資するための調査 民間団体等のニーズを把握するため、環境NGOと市民の集い等の講座において、アンケート調査を実施	B	5. 振興事業に係る事項 国の政策目標等に沿った課題に重点を置いた調査事業が実施され、研修事業も効果的に実施されているが、受講者からのアンケート調査の結果を踏まえ研修内容の一層の充実を期待する。
研修事業の効果的な実施 受講者等へのアンケート調査の回答者のうち70%以上の者から満足が得られるようにする。	研修事業の効果的な実施 研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。	研修事業の効果的な実施 ・ 10種29講座(集いを含む)を開催し、講座受講者等に対し、カリキュラム等の評価及びニーズの把握のためのアンケート調査を実施 ・ アンケート回答者のうち、全ての講座において有効回答者の70%以上から「有意義であった」と評価		
(3)地球環境基金の運用等について 地球環境基金の広報に努め、国民・事業者等からの理解と広範な支援を得る。また、基金の適正かつ効果的な運用を図る。	(3)地球環境基金の運用等について 民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期目標期間中の募金等の総額が平成15年度末までの5ヵ年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。 また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。	(3)地球環境基金の運用等について ア) 募金活動等 ・ 地球環境基金事業の役割に対する理解が得られるようホームページで寄付の方法や基金の造成状況、助成件数や助成金の推移を掲載 ・ 機構が行う研修講座等の場を活用し、寄付を募った ・ 平成16年度寄付金受入実績：約1500万円(昨年同時期比122.7%) イ) 基金運用状況 ・ 平成16年度中に満期等を迎える債券について、安全かつ有利な運用を図るため、地球環境基金の運用方針を策定し、運用	A	6. 地球環境基金の運用等について 民間寄付金の受入れが前年度を上回る成果をあげている。この基金の存在を国民に知らせる活動が更に行われることを期待する。

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	B	助成金交付要綱・要領を策定し、ホームページで公表するとともに、採択した事業についても公表を行うなど透明性に配慮した事業の実施が図られているが、今後の事業の進め方をみていきたい。
助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表する。	助成金交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要領を策定し、ホームページで公表 ・ 助成金交付申請のあった振興事業は、審査の上採択(1件)し、ホームページで公表		
維持管理積立金の管理業務	維持管理積立金の管理業務	維持管理積立金の管理業務	A	積立金の適正な管理を行うとともに、積立者に対して運用利息額等の通知を適切に行っている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努める	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。	・ 維持管理積立金の積立者に対し、運用利息額等について通知(73件) ・ 当該積立者を管理する都道府県に対し、維持管理積立金の積立状況を通知		
第4.財務内容の改善に関する事項	3.予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	3.予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画		
(1)予算、収支計画及び資金計画の作成等 自己収入の確保に努め、「第2.業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行う。	(1)予算 (2)収支計画 (3)資金計画	報告書P61～P66のとおり		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
(2) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	1. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理 破産更生債権等の償却処理が迅速に実行されるとともに、正常債権以外の債権回収についても、目標を上回る実績をあげている。
破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、各年度における債務者の財務状況に照らして返済確実性があると認められるものを除き、中期目標期間中にすべての債権の償却処理を終了する。	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。 また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。	1) 償却処理状況 ・ 平成16年度貸倒償却額 約47億円 2) 正常債権以外の債権からの回収状況		
	返済態勢 財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を態勢し、回収を強力に促進する。	返済態勢 ・ 返済態勢による回収額 約50億円 ㉗		
	法的処理 破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。	法的処理 ・ 平成16年度期首の競売・破産申立等の法的処理係属中案件27件、平成16年度中に新たに8件の法的処理:17件が処分終了 ・ 法的処理による回収額は約5億円 ㉘		
	債権分割 特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。	債権分割 ・ 平成16年度は5組合の債権分割を実施、平成16年度末債権分割先累計は23組合 ・ 債権分割先からの回収額は56億円 ㉙		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
また、債権回収については、中期目標期間中に正常債権以外の債権から200億円を上回る回収を目標とする。 なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を各年度においてできる限り平準的な額となるよう要求する。	上記～の方法等により、中期目標期間中に正常債権以外の債権(平成16年度期首見込約900億円)から200億円を上回る回収を見込む。 上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、繰越欠損金のうち承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額(16年度期首見込約360億円)の解消に必要な補助金が、中期目標期間、次期中期目標期間の10年間で、できる限り平準的な額として、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。	・ 前3項目による正常債権以外の債権の回収状況 合計(ア+イ+ウ) 約111億円		
	また、未収利息のうち回収不能額の償却処理に伴い発生する繰越欠損金(16年度期首見込約34億円)については、中期目標期間中に解消を図ることとして上記補助金と合わせ、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。	・ 平成16年度において債権管理回収業務補助金54億円が予定どおり交付		
	4. 短期借入金の限度額 年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度24,500百万円とする。	4. 短期借入金の限度額 ・ 平成16年11月24日から平成17年2月15日までの間に最大7,500百万円の短期借入		
	5. 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡、処分する計画はない。	5. 重要な財産の処分等に関する計画 なし		
	6. 剰余金の使途 ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備 ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等の改善 ・ 債権管理回収業務に係る経費 ・ 人材育成及び広報の充実	6. 剰余金の使途 ・ 平成16年度において剰余金の執行なし (参考) ・ 公害健康被害予防事業費の効率化:約4百万円		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
第5.その他業務運営に関する重要事項	7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	
	(1)施設及び設備に関する計画	(1)施設及び設備に関する計画		
	なし	なし		
(1)人事に関する計画	(2)人事に関する計画	(2)人事に関する計画	A	1.人事に関する計画 人事データの一元化や電子化を図り、職員の適性に応じた人事異動を実施し、適材適所の人事配置が行われ、常勤職員数について目標を上回る削減が図られている。今後は、新人事評価制度に基づき成果に応じた業績評価の取組みを進め、職員の意識の向上を図ることを期待する。
「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮し、人員の適正配置により業務運営の効率化を図り、中期目標期間中の人事計画を定める。	人員配置、職員の業績評価及び人材育成 職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。 また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。	人員配置、職員の業績評価及び人材育成 1) 人事データの一元化及び電子化 ・ 両法人がそれぞれの様式で所有していた人事関係データを電子情報として一元化 2) 人事異動の実施 ・ 人事関係意向等調査を実施し、本人が有している資格等の能力、人事への意向、希望する研修等調査を実施 ・ 平成17年4月1日に大規模な人事異動を行い、適切な人員配置を行うとともに2法人統合により分離していた人員の交流を図った 3) 職員の業績評価の構築 ・ 平成17年度から職員の業績を適正に評価する新人事評価制度を実施するため、所要の検討を行い、制度の基本設計を完了 4) 研修の実施 ・ 職員研修に関する内規の整備 ・ 個人情報保護法に関する講習会の実施 ・ 環境省環境調査研修所等で実施されている研修に職員を積極的に参加させた 研修実績 19講座 73人		

中期目標	中期計画	16年度実績	評価	コメント
	人事に関する指標 業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。 (参考1) 期初の常勤職員数131人(内運営費交付金職員数104人) 期末の常勤職員数の見込み102人(内運営費交付金職員数86人) (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み5,738百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。	人事に関する指標 平成16年度期初に131人であった常勤職員数を、平成17年4月1日に114人とし、17人の削減		
	(3)積立金の処分に関する事項	(3)積立金の処分に関する事項		
	なし	なし		
(2)その他業務運営に関すること	(4)その他中期目標を達成するために必要な事項	(4)その他中期目標を達成するために必要な事項	A	2.その他業務運営に関すること 予定された地区の譲渡事業の施設整備を適切に実施し、譲渡先への引渡しを完了させた。
現在実施中の事業の終了をもって廃止となる緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、終了予定年度(平成17年度)内に現在実施中の事業の施設整備を終了させるよう適切に進行管理を行う。	緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、進行を適切に管理し、譲渡契約に基づき、終了予定年度(平成17年度)内に現在実施中の事業の施設整備を終了させる。	- 緑地整備関係建設譲渡事業については、平成16年度計画のとおり、環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施 - 和歌山(第3期)地区共同福利施設、山形地区地球温暖化対策緑地及び富山地区地球温暖化対策緑地の施設整備を終了		